

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

【地勢及び気候風土】

西都商工会議所（以下、会議所）及び西都市三財商工会（以下、商工会）を取り巻く西都市は、県の中央部に位置しており、東西 25km、南北 40km の細長い地形をなし、総面積 438.79k m²のうち 77%を山林原野で占めている。なかでも、北部はそのほとんどが山岳地帯である。

一方、東西両側は高台丘陵を形成し、その間を一つ瀬川本流、同支流の三財川及び三納川が貫流してその流域に平野を展開している。地質は、平野部は沖積層が多く、台地は火山灰層、山岳地帯は中生層の四万十層で覆われている。また、気象は降雨期間が長く、かつ降水量の多い高温多湿である。

このように、広大な市域を有するうえに、山間地域が多いこと及び地質の特徴から自然災害に対して脆弱な条件下にある。

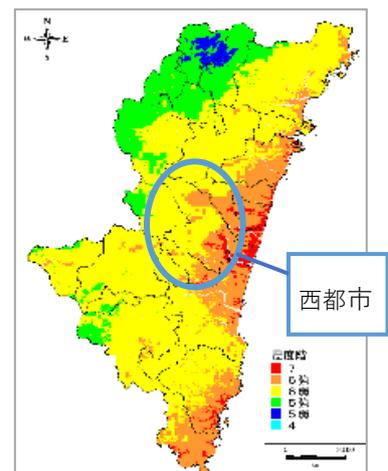


西都市の位置

①地震災害

本市における地震は、過去の記録からみて「日向灘で発生する地震」「霧島火山周辺の地震」「その他」に分類されており、これらのうち、「日向灘で発生する地震」の発生割合が高いとされている。過去には、1987年（昭和62年）3月に発生した日向灘沖を震源とするマグニチュード6.6の地震により市内全域で建物損壊等26,350千円の被害を受けた。

さらに、駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、近い将来、科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ地震」の発生が懸念されており、発生した際は、本市においても甚大な被害をもたらすとされている（左図が示しているとおおり西都市内すべての地域が震度6弱以上となり一部では震度7の地域が存在する）。



南海トラフ地震の震度分布

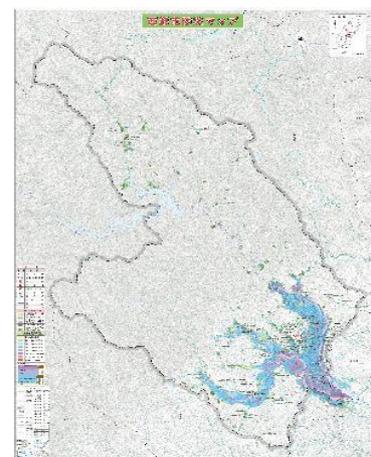
②風水害

台風による風水害はさることながら、近年、地球温暖化の影響等により1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に頻発する等、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、本市でもこれまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念される。

ア) 河川洪水

本市には、中央部から南東部に流下する一つ瀬川本流と支流の三財川、三納川が流れており、これら河川の周辺に広がる平野部において、台風や集中豪雨による浸水被害が発生してきた。

過去においては、2005年（平成17年）9月に発生した、台風14号により、支流の三財川の堤防決壊によって、洪水・浸水被害が発生し、死者1名、建物被害260棟（全壊・半壊・一部損壊）、床上浸水150棟・床下浸水268棟、農産被害等含め約39億円の被害額があり、県の災害救助法の適用を受けるほどに甚大な被害が発生した。



西都市防災マップ

直近では、2022年（令和4年）9月に発生した台風14号において、浸水被害が広範囲に渡り発生し、また、山間部では斜面崩落や路面崩壊などの被害が発生した。

現在、河川改修等の治水整備が進められており、洪水被害の軽減が図られるものと考えられるが、記録的な集中豪雨や、大型台風の接近時には甚大な被害が発生する可能性がある（前図は西都市の防災マップとなっており、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等が示されたマップとなっている）

イ) 土砂災害

本市は山間部が多いため、急傾斜地や土石流等の土砂災害危険箇所等に指定されている地域が多数ある。そのため、台風や集中豪雨により土砂災害が発生した際は、土砂による家屋倒壊や道路の寸断による孤立世帯の発生などが考えられる。

過去には、1982年（昭和57年）の台風11号において、大規模な山崩れにより、甚大な被害が発生している。

③大規模火災

近年、大規模火災は発生していないが、過去には、1963年（昭和38年）の市街地中心部の妻平助通り大火が記録されており、気象条件や出火場所によっては、本市においても大規模火災の発生が十分考えられる。

また、本市は総面積の77%が山林原野であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合の被害は甚大なものと想定される。

④新型コロナウイルス感染症

令和2年1月、中国武漢で原因不明の肺炎が発生し、WHOが新型コロナウイルスを確認。同月日本国内で初めての感染を確認し、令和2年4月に日本政府が緊急事態宣言を発令した。以後、感染対策・ワクチン接種による流行対策を講じているが、継続的に感染拡大が続いており、全国で2,100万人を超える感染者数となっており、宮崎県でも感染者数は10月1日現在で195,545人、死亡者は362人となっている。当市では、総感染者数は4,620人（9月25日現在）となっており、今後も感染拡大の懸念は続いていくものと推測される。

(2) 商工業者の状況（令和4年3月31日時点）

- ・ 商工業者数 1,253
- ・ 小規模事業者数 1,113

【内訳】

業 種	地区内事業者数	内訳		商工業者に占める小規模事業者の割合 (%)
		小規模事業者以外	小規模事業者	
農 林 水 産 業	51	4	47	92.1
鉱 業	2	0	2	100.0
建 設 業	251	4	247	98.4
製 造 業	103	15	88	85.4
電気・ガス・水道・熱供給業	10	1	9	90.0
情 報 ・ 通 信 業	0	0	0	0
運 輸 業 、 郵 便 業	24	5	19	79.1
卸 売 ・ 小 売 業	277	41	236	85.1
金 融 ・ 保 険 業	14	10	4	28.5
不動産・物品賃貸業	21	2	19	90.4
学術研究、専門・技術サービス業	40	2	38	95.0
宿泊業、飲食サービス業	157	4	153	97.4
生活関連サービス業、娯楽業	133	6	127	95.4
教育、学習支援業	24	2	22	91.6
医 療 、 福 祉	47	25	22	46.8

複 合 サ ー ビ ス 事 業	10	7	3	30.0
サ ー ビ ス 業	89	12	77	86.5
そ の 他	0	0	0	0
合 計	1,253	140	1,113	88.8

以下、西都商工会議所、西都市三財商工会を当会等と言い換える。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・西都市地域防災計画の策定
- ・西都市国土強靱化地域計画の策定
- ・西都市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災マップの作成

2) 当会等の取組

①西都商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・BCPに関するセミナーの受講
(日本商工会議所、宮崎県商工会議所連合会、中小企業基盤整備機構)
- ・消防訓練(消火・避難・通報)

②西都市三財商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定の必要性等の周知・啓発活動
- ・事業者BCP策定に関するセミナー情報等の案内

II 課題

1. 当会等の状況及び課題(現状)

西都商工会議所及び西都市三財商工会として、各々の事業継続計画は未策定であり、自然災害の激甚化に加え、新たな脅威として新型コロナウイルス感染症に備える事前対策として、早急な策定を要する。また、支援機関として、災害時の実態調査や、代理店として損害保険・共済の推進の業務に留まっており、全ての被害状況や被災事業者を把握するには至っておらず、施策の周知も十分に行き届いていない。以下の項目について、西都市、当会等が連携して取り組む必要がある。

(1) 自然災害発生時の事前対策

- ・発災の各警戒レベルに応じた職員の安否確認を含めた行動基準
- ・発災時に速やかに行うべき、避難の手順、けが人の救護活動の手順と役割
- ・けが人の応急救護場所の確保
- ・災害対策本部の立ち上げ基準(本部長を行う者、事務局とその役割等)
- ・職員の安否確認手続き
- ・職員家族の安否確認手続き
- ・事務所の被害状況の確認及び二次災害防止の手順
- ・管内商工業者の被害状況確認手続き、その他

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大時の事前対策

- ・国、宮崎県、西都市及び近隣自治体の感染者情報等の把握
- ・感染症拡大の状況に応じた職員の行動基準
- ・感染予防用品の備蓄・配置基準
- ・感染症拡大の状況に応じた執務体制(就業の取扱い、事務所内の感染予防措置等)
- ・諸会議等の開催基準
- ・職員または、その家族の感染疑いが確認された時の対応、その他

(3) 指揮命令系統、連絡体制の事前対策

- ・西都市と当会等間の協力体制整備による、緊急時の連携体制構築
- ・会議所・商工会 BCP の策定、その他

2. 管内小規模事業者支援の課題

(1) 会議所及び商工会の指導体制

自然災害発生時においては、被害地域へ巡回し、被害状況の確認、及び災害に関する施策情報を被災事業者へ説明している。しかしながら、被害確認や施策の周知については、一部の職員のみで業務を行っており、組織全体での実施体制は整っていない。また、災害前後の具体的な助言を行う経営指導員や職員が育成できていない。新型コロナウイルス感染症においては、施策情報を HP や SNS、会報で周知している。また、個別に相談対応を行っているものの、感染症対策に関する具体的な助言を行なえる経営指導員や職員がいない。

(2) 会議所及び商工会の課題

- ・自然災害の被害状況を把握する仕組み
- ・自然災害に関する施策の周知
- ・自然災害や新型コロナウイルス感染症に関する助言ができる経営指導員や職員の育成

(3) 管内小規模事業者の事業継続力強化計画（以下、事業者 BCP）の現状

内閣府の BCP 策定に関する調査（令和 3 年度）によると、策定済みと回答したのは、大企業で 70.8% 中堅企業で 40.2% であり、事業規模により策定率は大きく下がり、調査を実施していない更に事業規模の小さな中小企業では、さらに策定率が低いものと推測できる。

策定に当たっての問題点や課題についての回答では、中堅企業では「部署間の連携が難しい」「策定する人手を確保できない」「BCP に対する現場の意識が低い」が大きな割合をしめている。

自然災害においては、事業者 BCP 策定等事前の対策をしている事業者は少なく、事前対策の必要性と重要性への理解が不足している。また、事業者 BCP 策定への抵抗感（策定事務の負担、人材・スキルの不足）などが存在している。新型コロナウイルス感染症対策としても、感染時の事業継続対策を行っている事業者も少なく、その認識も低い。

(4) 管内小規模事業者 BCP の課題

- ・事前対策の必要性と重要性への理解
- ・策定への抵抗感の払拭
- ・施策情報のキャッチ
- ・専門家等を活用した予算措置も含めた支援体制構築

III. 目標

1. 管内小規模事業者に対する支援の強化

(1) 自然災害

- ・地区内小規模事業者に対し巡回指導時にハザードマップを活用、災害リスクを認識させる。
- ・事前対策や発災時対策の必要性を周知するとともに、事業者 BCP 認定事業者の拡大を図る。
- ・事業者 BCP 策定のメリット（会社の資産を守る、従業員の生命を守る、優先業務の絞り込みや会社の強み弱みの把握による可視化、取引先からの信頼性向上等）を周知する。
- ・自然災害が事業活動に与える影響（資金ショートによって支払いが出来ない等）を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症

- ・新型コロナウイルス感染症のリスクを認識させる。
- ・新型コロナウイルス感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大等）を軽減するための対策をアドバイスする。
- ・公的支援制度の円滑な活用や新生活様式に対応した事業環境の整備を促進する。
- ・事業者 BCP 策定事業者の拡大を図る。

(3) 会議所及び商工会における体制の整備

- ・発災時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、自らの事業継続を主眼に置いた会議所・商工会 BCP を策定する。
- ・事業継続力強化支援計画策定を契機として、自然災害時及び新型コロナウイルス感染症拡大時における連絡・報告・調整等を円滑に行うため、西都市・会議所・商工会 3 者間の被害情報報告ルートを確立するとともに、迅速かつ適切な復興支援の実施に向け、関係機関との連携体制を構築する。
- ・事前対策や初動対応への適切な助言等が行えるよう、法定経営指導員が中心的な役割を担いながら経営指導員をはじめとする職員の支援能力向上に取り組む。
- ・小規模事業者の多様なニーズや経営課題への対応が図られるよう、円滑な支援体制の強化に取り組む。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会等と西都市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・当会等は、経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、風水害・地震及び津波等災害・火災災害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会等の会報誌や西都市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・当会等は、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・当会等は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・当会等は、新型コロナウイルス感染症はいつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の新しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・当会等は、新型コロナウイルス感染症に関して業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・当会等は、小規模事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・西都商工会議所は、令和4年度内に作成予定
- ・西都市三財商工会は、令和4年度内に作成予定

3) 関係団体等との連携

- ・当会等は、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・当会等は、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・当会等と西都市は、関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼等連携体制を構築する。

4) フォローアップ

- ・事業者のBCP策定支援の進捗について、経営指導員が巡回や窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・事業の進捗については、西都市及び当会等担当者との間で年1回程度協議会を開催し、状況確認と課題・改善点について協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当会等は、自然災害（大雨による浸水被害やマグニチュード震度5強以上の地震）が発生したと仮定し、西都市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会等と西都市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、西都市における感染症対策本部設置に基づき当会等による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会等と西都市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会等と西都市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 カ月	週に 1 回共有する
1 カ月以降	状況に応じて協議する

- ・感染症に関しては、西都市で取りまとめた「西都市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発言を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・当会等と西都市は、自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会等と西都市は、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会等と西都市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会等と西都市が共有した情報を、宮崎県の指定する様式 3「被害状況内訳書」に記載し、当会等より(商工会の場合は県商工会連合会を通じて)宮崎県商工政策課へ報告する。
- ・「被害状況内訳書」による報告ができない場合は、電話又は F A X 等により報告又は情報共有を行う。

- ・感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会等と西都市が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会等又は西都市により宮崎県へ報告する。

【様式3】

被害状況内訳書

【令和 年 月 台風 号】

令和 年 月 日現在

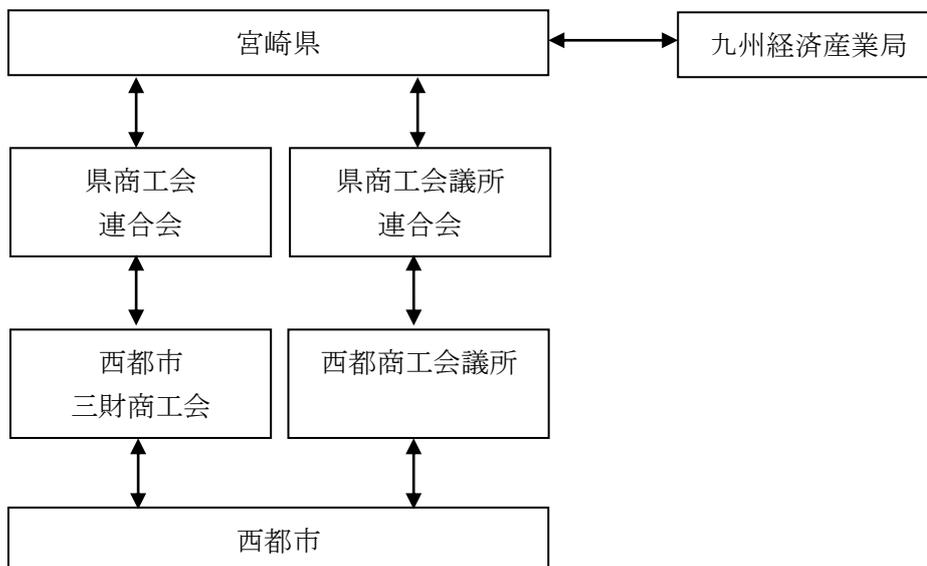
	団体名
	担当課・担当者名
	電話番号
	FAX番号

企業等の名称	業種別	被害状況	被害額(千円)	備考

※ 業種別の欄については、次の区分を参考にして当てはまるものをリストから選択してください。

商業	卸売業、小売業、飲食業
工業	製造業
その他	① 鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業、上記の商業・工業に該当しないもの ② 観光施設等の被害報告があった場合は、その他に含めてください。

※ 被害状況については、全壊・半壊・床下浸水・床上浸水・商品流出・機械設備被害など、被害状況を記載してください。
※ 被害額については、分かる範囲で記載してください。不明の場合は記載不要です。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、西都市と相談する（当会等は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・当会等は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当会等と西都市は、地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・当会等は、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・当会等は、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 当会等と西都市は、宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 当会等は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県商工会連合会、宮崎県商工会議所連合会及び宮崎県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

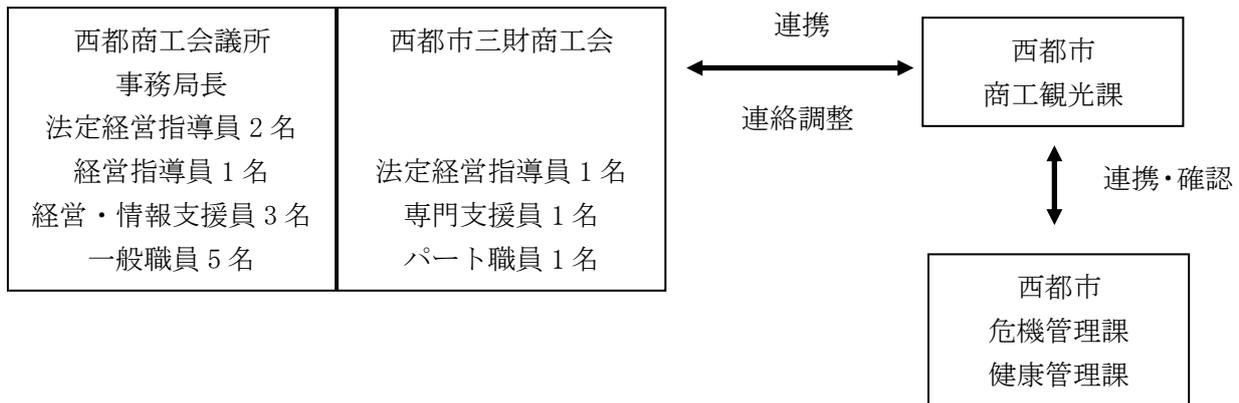
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年5月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

西都商工会議所 法定経営指導員 阿萬 広孝、相良 正行
西都市三財商工会 法定経営指導員 鈴木 徹
それぞれの連絡先は、後述(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組に関する企画・実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(年1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

西都商工会議所

〒881-0033 宮崎県西都市大字妻 1538-1 TEL: 0983-43-2111 FAX: 0983-43-5722

西都市三財商工会

〒881-0113 宮崎県西都市大字下三財 3396-5 TEL: 0983-44-5107 FAX: 0983-44-3369

②関係市町村

西都市役所 商工観光課

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地 TEL: 0983-43-3421 FAX: 0983-43-4865

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家謝金・旅費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費用	40	40	40	40	40
・ チラシ等作成費	75	75	75	75	75
・ 発送費等	75	75	75	75	75
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、西都市補助金、宮崎県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店 宮崎支店長 平澤 宏基 宮崎市広島 2-5-11 東京海上日動ビル
連携して実施する事業の内容
1. B C P 策定セミナーの共催 2. リスク認識やB C P 関連情報の提供 3. 事業者へのB C P 作成支援 4. 事業者へのリスクファイナンスの提供
連携して事業を実施する者の役割
1. セミナーの企画・運営や講師の派遣 2. リスク実態やB C P 情報が記載されたツールの提供 3. B C P を作成するツールの提供と個別相談 4. 損害保険加入に関する相談、加入勧奨
連携体制図等
<pre> graph LR A[小規模事業者] <--> 連携 B[西都商工会議所 西都市三財商工会] B <--> 支援 A B <--> 連携 セミナーの企画・運営 損害保険加入相談・加入推進他 C[東京海上日動火災保険 (株) 宮崎支店] </pre>

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
宮崎県火災共済協同組合 理事長 郡司 宗則 宮崎市松橋 2 丁目 4 番 31 号 宮崎県中小企業会館 4 階
連携して実施する事業の内容
1. 共済加入者への災害に関する共済商品の必要性の周知・意識啓発 2. 当会等代理所担当との巡回によるリスク診断
連携して事業を実施する者の役割
1. 共済加入に関する相談、加入勧奨 2. 担当者への情報提供及び加入事業者への定期的な同行巡回
連携体制図等